

「知財創造教育推進コンソーシアム」検討委員会
普及実践ワーキンググループ（第1回）
議事次第

日時：2020年7月2日（木）16:00～17:30

場所：WEB開催

出席者：

【委員】 木村委員、糸乗委員、世良委員、原委員、針谷委員

【事務局】 三又局長、小林参事官

1. 開会
2. 普及実践ワーキンググループの設置について
3. with/afterコロナにおける「知財創造教育」の在り方について
4. 第2回会合に向けて
5. 閉会

○小林参事官 それでは、定刻より前ですが、お集まりいただきましたので、ただいまから、普及実践ワーキンググループ第1回会合を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

改めまして、私は内閣府知的財産推進事務局の小林と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本ワーキンググループの経緯について、最初に御紹介させていただきます。

令和2年2月19日の知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会の第7回で提案・承認された有識者会議となります。今後の知財創造教育のさらなる普及、実践の推進に向けまして、具体的な取組を検討するということになっております。本日、御参画いただいております委員の皆様様の様々な知見をお借りしたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

本日はキックオフ、第1回の会合となりますので、御就任いただいた委員の皆様をこちらで御紹介させていただきます。委員名簿については、お手元にメールでお送りしていると思います。これから五十音順でこちらからお名前をお呼びしますので、マイクをオンにしてカメラ越しにスマイルと一言御挨拶をいただければと思います。

それでは、糸乗前委員、お願いたします。

○糸乗委員 滋賀大学の糸乗と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○小林参事官 ありがとうございます。

今回、座長を引き受けていただいております木村友久委員長、お願いたします。

○木村委員長 木村でございます。よろしくお願いたします。

ふだんは帝京大学の共通教育センター長の仕事で週5日働いていますが、契約職員として山口大学の知的財産センターの特命教授を月に8時間働いています。上手に両方のポジションを使い分けておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○小林参事官 ありがとうございます。

それでは、世良清委員、お願いたします。

○世良委員 3月まで三重県の津商業高校にいました。この4月から四日市のほうに移りまして、同じく商業高校で勤務しております。よろしくお願いたします。

以上です。

○小林参事官 ありがとうございます。

それでは、原直子委員、お願いたします。

○原委員 東京都立桜修館中等教育学校で家庭科を担当しております。本校は中高一貫校ですので、中学生と高校生の両方を担当しております。

知財教育は世良先生にお声をかけていただいて、まだまだ分からないことだらけなのですが、どうぞよろしくお願いたします。

○小林参事官 ありがとうございます。

最後になります。針谷玲子委員、お願いたします。

○針谷委員 皆さん、こんにちは。蔵前小学校の校長の針谷です。

おととしからこの取組に参加させていただいております。私の専門は道德教育で、それ以外にも小学校は全ての教科をやっておりますので、どの教科でどのようにできるかということは今後考えていきたいなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○小林参事官 ありがとうございます。

以上、5名の方に委員に御就任いただいております。

それでは、ここで知的財産戦略推進事務局長の三又より御挨拶を申し上げます。

○三又局長 皆さん、こんにちは。

ただいま紹介のありました、私は知的財産戦略推進事務局長の局長をしております三又と申します。よろしくお願いたします。

冒頭に小林から経緯の説明はありましたが、私も出席いたしました2月19日の検討委員会で、このワーキンググループの設置を提案して了承され、ちょうどコロナが大変になる直前のタイミングで、リアルでやった最後の会議なのですが、そこからちょっと時間が空きましたが、こういうウェブという形でワーキンググループをスタートさせていただくに至りました。皆様の協力に感謝を申し上げたいと思います。これから精力的に御議論をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

後でまた事務局から資料で御説明をさせていただくと思いますが、私ども知財事務局は、毎年この時期に知的財産推進計画という、向こう1、2年の間に政府が具体的にどういう施策をやっていくかを、総理大臣をヘッドに全閣僚と民間の有識者の方を集めた知的財産戦略本部を開いて決めているのですが、今年の場合は5月27日に開催して決定をいたしました。

実は、全部で130の具体的な施策が書かれているのですが、その筆頭に知財創造教育のことが書いてございます。もう既にここ何年か取り組んでおり、前回2月の検討委員会は第7回だったのですが、それをもって基盤整備のフェーズを終えて、まさにこれから普及実践のフェーズに入って行くのだという総括をしたところでございます。

そういうところにちょうどコロナがやってきたわけですが、今回、我々が決定した推進計画というのは、サブタイトルがコロナ後のニュー・ノーマルにおける知財戦略の在り方となっています。一言で申し上げれば、コロナ後の世界というのはコロナ前に戻るのではなくて、ニュー・ノーマルと言っていますが、どういう時代なのかというのが非常につかみにくい。実際に感染症そのものもいわゆる第2波、第3波とか、世界的な動きなどを見ると、モードが常に揺れ動いていて一定しない、揺り戻しがあり、そういう時代がしばらくずっと続いていくのではないかと。そういう中でちゃんと生き抜いていく。

例えば、企業経営にしても、いろいろな社会的活動にしても、個人の生活にしても、常に不安定な状況で、ちゃんとある軸を持って、なおかつそれをあまり硬直的にするのではなくて、環境変化といったものに柔軟に対応できる。それから、自分とは違ういろいろな背景を持った人々の考え方や、様々な価値を受け入れる寛容さといったものがこれまで以

上に求められる。それがまさにニュー・ノーマルだと思っております、それは、我々の言葉で言うと価値デザイン社会という知的財産戦略ビジョンのキーワードなのですが、そういう価値デザインをどんどんしていく。これは多様な価値を受け入れて、多様な価値を多様な個性でどんどん生み出していくということですが、そういうこともまさにコロナ後のニュー・ノーマルにおいては、より必要になってくるだろうと。

そのときに一番大事なものは人材であります。今、申し上げた柔軟性とか寛容さとか、変化への適応力とか、価値創造ということについてのクリエイティビティーを持った人材がいかにたくさんいて、あるいは育てて日本の社会をリードしていくかということで、ある意味で世界の中での競争力が決まってくるということが、実は推進計画の大きなメッセージでございます。

そういうことで、そういう人材を育てるのがまさに知財創造教育のゴールだと思っておりますので、総論はそこまでにしまして、ここから先、具体的な地に足のついた現場の先生方のこれまでの御経験とかいろいろなお取組、御知見をできるだけ生かさせていただいて、この知財創造教育の推進に役立てていきたいと思っておりますので、ぜひ御議論をいただければとお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小林参事官 それでは、これからの議事進行につきましては、今回、委員長に就任いただいております木村委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひします。

○木村委員長 それでは、よろしくお願ひします。

これより議事に入ります。

まず、「普及実践ワーキンググループの設置について」、事務局より御説明をお願いします。

○小林参事官 今、画面にスライドを投影しております。メールでもお送りさせていただいておりますが、資料に沿って御説明してまいります。

次のページから、まず「普及実践ワーキンググループの設置について」ということで御紹介してまいります。

スライドは出ておりますが、知財創造教育推進コンソーシアムが平成29年1月に設立されています。先ほど少し御紹介しましたが、その検討委員会の中に今回の普及実践ワーキンググループというものを設置させていただいて、そこで実際、普及と実践というところで御議論いただくという形になっています。

あと、御報告と申しますか、地域コンソーシアムが下のほうに書いてありますが、全部で8ブロックに地域コンソーシアムというものを立てるということで、これまで我々も支援させていただきましたし、地域の方々の大きな知見をお借りしていたということになりますが、現状、北海道、中部、近畿、九州につきましては、各地域の主体が実際に推進していただくということで移行済み、残り4か所について移行予定という状況になってございます。

今回の普及実践ワーキンググループの設置ですが、どんなことをこれから議論していただくかということで、検討委員会で話題提供のあった部分がスライドの右上のところにある四角の部分になります。ワーキンググループの検討事項ということで、検討委員会のほうで少し御意見をいただいたという部分になります。

1つは、本日の主テーマになりますが、「with/afterコロナ」とあります。withコロナ、afterコロナという言い方もしますし、先ほど三又から御説明しましたが、まさにafterコロナというのはニュー・ノーマルということで、元に戻らないであろうといった中で、知財創造教育はどういった役割を担うかというのが1目になります。

残り3つですが、学校とか先生方は実際に知財創造教育というものを取り組んでいらっしゃいますが、そういった方々をどのように後押ししていくかという仕組みについてです。

3目ですけれども、その中でも秀逸な教材や取組等を例えば表彰というか、どのような形でそういったものを取り上げていくかというところになります。

最後、先生方やこれから先生になられる学生の皆様に向けた取組としてどういうものがあるか。このような4点を、これからこのワーキンググループで検討していただきたいと思っているというところになります。

スケジュールです。あくまでも予定ですので、多少前後したり時期的なずれというものが出てくるかもしれませんが、現状、均等にこのような感じで置いている一つの案になります。

本日7月2日、キックオフとなる、第1回のワーキンググループです。現状、7月20日を予定しておりますけれども、推進委員会の第4回を開催ということになりまして、3月頃にやろうと思っていたのですが、コロナの蔓延があつて、ちょっと遅れて7月20日を予定している第4回推進委員会で、今日の御議論を少し報告していこうと思っています。

8月下旬頃、お盆明け、9月頭頃に第2回を予定しています。以降、10月下旬から11月頭ぐらいに第3回のワーキンググループ。そして、あとは御議論の状況にもよるのですが、年明けに第4回（予備）ということで日程を置かせていただいています。ですので、本日を入れて3回ないし4回のワーキンググループを現状予定しているという御紹介になります。

以上が今回のワーキンググループの御紹介になります。よろしく申し上げます。

○木村委員長 今の御説明に対して、委員の皆様から御質問とかはありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、先に行きましょう。

それでは、ここからが本日のメインテーマです。「with/afterコロナにおける『知財創造教育』の在り方について」、まずは引き続き事務局からの御説明をお願いします。

○小林参事官 ありがとうございます。

スライドは続けて出ておりますが、「with/afterコロナにおける『知財創造教育』の在り方について」、今日の御議論のテーマについて御紹介してまいります。

今、出ているスライドですが、先ほど三又からありましたが、推進計画とちょっと関連している部分の御紹介になります。上の基本認識がございまして、一つ、我々として価値デザイン社会を目指すというのが、四角で言うところちょうど真ん中ぐらいにある2018年6月の知的財産戦略ビジョン「価値デザイン社会」という部分になります。まさに新たな価値というものが持続的に生まれる社会といったものを目指して知財戦略を推進していくというものが一つの大きな目標でした。

さらに、左側ですけれども、2016年に「Society5.0」という考え方が提唱されました。リアルの世界とバーチャルの世界が融合する、そのような世界を「Society5.0」と呼んでおりまして、そういった「Society5.0」を目指すということが将来像としてあったというところになります。

ところが、御案内のとおり、今年に入ってから新型コロナウイルスの世界的蔓延というものがありまして、先ほどから言葉としては出ておりますけれども、右側の緑のところにあります「ニュー・ノーマル」ポストコロナ時代に目指すべき社会像というものを目指して、どのように知財戦略を進めていくかという状況にあるという御紹介になります。

そのような中、下に、教育分野における新型コロナウイルスの影響と変化というもので、幾つか代表的なものをピックアップしております。

一番上ですけれども、オンライン授業等のデジタル技術活用のニーズ拡大というものになります。まさにデジタル化というものが前々から進められていたのですが、今日もこういった形でウェブ会議をしておりますが、教育現場におきましてもICT環境の整備スケジュールの加速というものが起きたり、この辺も先生方は御承知のとおりかもしれません、関連する法制度運用の整備として、改正著作権法の早期施行があり、こういったオンラインの形で教材を使うときにはどうすればいいか、どういった補償金の在り方があるかというところが早期施行になったという形になります。

また2つ目の■になりますけれども、ニュー・ノーマル社会に対応した人材育成というものの重要性が急激に高まったということになります。デジタルシフトというものが加速している中で、そういった社会を担う人材、どういうふうに教育を進めていくかという部分です。

あとは、時代の不安定さに翻弄されず、様々な新しい価値をデザインできる人材、先ほど三又からもありましたが、そういった人材が求められているというところになります。

さらに、以下のような指摘もあるということで、今まではちょっとポジティブな話になりますけれども、その反対のお話として我々が伺っている中では、例えば、そういったデジタル化という急激な変化に対する不安感という声も聞こえてきます。あとは、緊急事態宣言が解除される前の話になりますけれども、様々、オンラインで無料コンテンツというものが、それぞれのボランティアな方たちでコンテンツというものが提供されたわけですが、逆にそれによって著作権保護の意識の低下という指摘もあります。無料で使われて当たり前ではないかというような意識があるという御指摘になります。

ニュー・ノーマルに向けてそのような時代の中で、知財創造教育というのはどうあるべきかというものを考えていく必要があるのではないかというのがここでの提案になります。

知財推進計画2020におきまして、知財創造教育は最初に出てくると先ほど三又から御紹介しましたけれども、どんな形で載せているかという御紹介になります。

上の4つの■になります。1つは教育プログラムの収集・作成というものを進めつつ、どういうふうに発信するかというものを考えなくてはならないと載せております。

2つ目ですけれども、実証事業というものを引き続き全国で実施しますが、さらに先ほどの論点にもありましたが、先生方とか学校さんをどういうふうに後押ししていくかという仕組みの検討が2つ目になります。

3つ目の■になりますけれども、地域コンソーシアムは残り4か所がこれから自立ということになりますので、どういうふうにそこを目指していくかという部分になります。

4つ目ですが、今回、ワーキンググループの論点にもありましたが、将来、先生を目指す学生の皆様に、知財創造教育というものにどのような形で触れていただくかというものになります。まさに下の四角にありますけれども、これからの社会で求められる人材育成に対し、知財創造教育はどのように貢献していくかというところにつながるのかなという認識でございます。

さらに、ここは教育分野におけるデジタル化に向けた取組の御紹介になります。どんな動きがあるかという御紹介です。

一番上にありますwithコロナの段階です。ちょっと御案内しましたが、主な取組事項というところが最初の■の後半部分にあります。GIGAスクール構想の加速でありますとか、学習支援コンテンツといったものを充実させるとか、ICT活用の先進事例の情報発信であるとか、先生方のICT活用指導力の向上というものが、これは文部科学省のほうですけれども、こういった取組が進められているという部分になります。

下ですが、今度はポストコロナになります。収束した段階ではどのようなものがあるかというところですが、同じくこういった取組があるという御紹介になります。①にございますが、教師の方々の対面指導とか遠隔授業をどういうふうに融合して授業をつくっていくかという取組が文部科学省から出ております。また、デジタル教科書・教材というものもありますし、地域・地方の学校における遠隔授業というものをいかに活用していくかというところが取組として挙げられているという御紹介になります。

実際、ICT環境の整備状況はどういった形で推移しているかというのが次のスライドで御紹介になります。一つだけ御紹介すると、右上のグラフになります。教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数ということで、1台当たり何人の生徒さんがそれをシェアしているかというところですが、目標としては3クラスに1クラス分程度ということで、3人に1台という形で進められているという状況が目標なのですが、現状は5人ちょっとという状況になっています。ただ、これが今後加速していくのではないかとこのところが今後の取組になります。

これもスライドとしては御紹介になります。GIGAスクール構想の実現に向けた施策ということで、文部科学省を中心にこの取組が行われているという御紹介になります。ここに目指すべき次世代の学校・教育現場として、赤と黄色の枠がありますが、まさにここに書いてあるような様々な取組が行われているという御紹介のスライドになります。

本日の論点案の御紹介になりますが、そういった形でICT環境が整っているというところもありますが、1つ目の■で、現在のwithコロナの状況におきまして、実際の教育現場ではどのような課題があり、どのように対応されているかというものが一つあるのではないかというのが論点案の1つ目になります。

2つ目ですけれども、ニュー・ノーマルの時代に対して、以下のような指摘というものは①、②になりますが、知財創造教育が果たす役割というものはどういうところにあるかというところになります。

例えば①にあります、データを含めて、まさにデジタル化というものが加速しますので、無形資産という価値が一層高まるのではないかと御指摘があります。知財の重要性の価値が高まる中で、知財創造教育はどういうふうに進めていくべきか、どういう役割があるかという部分になります。

②ですけれども、ニュー・ノーマルはまだまだどういう時代になるかというものが見えないところもありますが、そういった不安定な中でも価値デザインの視点で考えることができる能力の重要性というものが高まる。柔軟性もありますし、想像力というものもあると思います。そういった重要性が高まる中で、知財創造教育がどういった役割を担うかというものが2つ目の論点としてあるかと存じます。

最後の3つ目です。DXと真ん中にありますデジタルトランスフォーメーション、まさにデジタル化になりますが、with/afterコロナにおいてデジタル化が加速され、新しい教育環境になることが予想されます。先ほど、文部科学省の取組もafterコロナだとフェース・ツー・フェース、デジタルをどう融合させるかでしたが、そういった中で知財創造教育はどのように取り組んでいくべきかというところが論点としてあるのかなと思っています。例えば、新たな様式を取り入れた教育プログラムの開発・提供というものもひょっとしたらあるかもしれないというところで、論点として提示させていただいているという部分になります。

あとは、幾つか参考資料がお手元にあるものになります。ICTを活用した知財創造教育の実例ということで、これは実際にゲームをつくるというものを、コロナとは関係なくという形ですけれども、ICT機器を使った取組としてゲームを作って、そういったゲームというものをお互いに発表してやる。左下に自慢大会などとありますが、まさに子供さんらしい発想でやられているものになります。

最後のスライドになります。アクティブ・ラーニングの事例として、知財創造教育では直接ではないのですが、ICT機器を用いた取組ということで資料がございましたので、こちらのほうで御紹介をさせていただきます。教育用SNSを使った事業支援ツールの併用という

ものもございますし、遠隔地とか、異年齢というのはまさにそうなのですけれども、様々な年代の方々というものがそういったICT機器を通じてつながりがあって、その中で、ここですとアクティブ・ラーニングの中で俳句や小説の解釈というものもありますが、そういった地域の取組などもあるというところでの御紹介になります。

私からの説明は以上です。木村委員長、よろしくお願いします。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換に入りたいと思います。今の事務局のほうから御説明いただいた中で、11ページの部分が主な論点になるかと思います。もし、委員の方で、事務局の御説明に対する質問がある場合には、この後の議論の中でも一緒に質問をしていただければと思います。時間的には1時間ちょっとありますので、十分に議論はできると思います。

今回、ルールとしては、発言のある方は、1つはマイクでの発言をしたいということの声がけと、画面へのジェスチャーとか挙手ボタン、挙手ボタンがどこにあるか私自身が分かっていないのですけれども、人数が少ないので、手を挙げれば画面へのジェスチャーで分かると思いますので、それでアピールしていただければと思います。

順番的にどうかというのがあるのですけれども、実はこの委員の先生方の現場を考えると、図らずも小学校から大学まで、大学も国立大学と私立の大学ということで、全ての学校種が含まれておりますので、ある意味、今、withコロナの状態下で教育現場がどのような課題を抱えているのかという現場の情報が入ってくると思うのです。

その意味で見ると、初めの段階で、各現場で今どういう状況かというものを順番に、小学校からにしましょうか。針谷先生から順番に、現状を教えていただければありがたいと思います。

○針谷委員 今、御指摘がありましたので、最初にお話しさせていただきます。

まず、小学校ですが、3月4日から学校が休校になりました。そして、6月1日まで、間に卒業式と3学期の終業式を挟みましたが、その後は全く登校がなく、6月1日から分散登校という形で学級をAグループとBグループの2つに分けて、学校に来る日と来ない日ということで、2週間。その後、給食を分散で食べて、6月19日から全員が登校して通常の授業をスタートしたところです。

お休み中は、本校は子供たちが家に持ち帰るパソコンはないので、基本的にはホームページで先生方から宿題を出し、郵便を使うとか電話を使うといった学習のフォローはしてまいりました。

今、子供たちは対面の授業はできない、音楽や特別教室の授業ができないといった非常に制限が多いこと。それから、常にマスクをしていなければいけないので、本来目指している主体的、対話的な、特に対話的な授業は全くできません。ほとんど先生がお話をして、子供たちがそれを聞いてノートを取ってという授業をずっとしています。

これをいつまで続けるのかというところが今、問題になっていて、東京の場合、また感

染者数も今日は急に増えましたので、しばらくこの状況は続くかなと。現状はそのようなところですよ。

学習ですが、今、子供たちは家庭学習をこちらから出したプリントでやり取りしているので、実際に授業が始まったときにそれほど違和感なく学習は進められている。ただ、いろいろなタイプのお子さんがあるので、どうしても個別の指導が必要な子供については学校で指導するといったことはしています。比較的最小な元気に明るい顔して授業をしていますので、落ち着いていると受け止めています。

現状は以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

先生、1つ質問ですけれども、分散登校をするということは、教室の定員は半分にして、間を空けるということも入っていると理解していいですか。

○針谷委員 教室を半分の人数にして、子供と子供の距離を1メートルから1メートル50、2メートルは空けられないので、前後左右1メートルを空けるというようにして配置しました。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、次に原先生、お願いします。

○原委員 原です。

本校は都立学校ですので、市区町村の学校よりも一足先に2月末で休校が決まりました。学年末試験もできず、それで成績をつけるという形で始まったのですが、受験したい生徒も来ますので、ネット環境を調査しまして、比較的市区町村よりも環境がそろっている生徒が多かったものですから、3月中旬ぐらいからオンライン授業が各教科で取り組まれておりました。

最初はYouTube等に各教員が授業を上げて、それを生徒が見るということ。あとはスタディサプリやClassi等の学習アプリといったものも、都教委のほうで契約をしてもらいまして、無料で使えるという状況になりました。

一方通行の授業にどうしてもなってしまいますので、各教科の特性にもよりますが、Zoomを使った授業、双方のやり取りができるようにといった形で進められておりました。

5月の末に1度、連絡等で登校しまして、6月1日から分散登校が始まりました。分散登校は先ほどお話があったように、半分の生徒が登校してという形で行っておりました。完全に戻ったのが6月29日から40人が登校しております。時差通学ができるようにという形で、朝は1時間遅くて、ふだんは50分授業だったのですが、40分授業で対応しまして、終わりは3時10分になりますので、その後、部活動の再開も今週から始まっております。その辺は、終わりの時間は5時で早いのですが、消毒等を徹底してということで、なかなか厳しい状態ではありますが、やっております。

私は家庭科ですので、今、被服室にもありますが、教室が作業をするように机が一人一人の机ではなく大きな机になっております。ですので、この部屋で40人集まるとなると、

どうしても対面をしてしまうのです。昨日も管理職とお話をしたのですが、どうしても机の数で対面をせざるを得ないので、今後、作業をして授業していく場合などはどういった形でやっていこうかと。

市区町村の世田谷区などでは、生徒一人一人にアクリル板が配られておりまして、それを持って各教室の移動で授業をしているということを伺いました。本校にもアクリル板が届いたのですが、それを使った授業してもちょっと邪魔になるよねということで、まだいろいろと試行錯誤をしている状況です。

ですので、今後どのように進めていくかというのは、状況にもよりますが、先ほど先生もおっしゃったように、今の東京都の感染状況ですと、対面式とかそういったいろいろなガイドラインが解除されることもなかなか難しいですし、そういった中でいろいろな形で進めていくしかないのではないかと考えております。音楽の教員なども歌を歌わせることができないということで非常に苦勞しておりますが、いろいろな部分で対応していくしかないのかなと思っております。

あとは、家庭科は調理実習もやってはいけないと言われておりますので、先が見えないのですが、私も予定としては年明けぐらいにそれが入れられたらいいなと考えております。

現状は以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

次、世良先生は地方の事例ですから、状況が若干違うのかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○世良委員 世良でございます。

6月1日から授業を再開しました。今もこの部屋も生徒はたくさんいるのですが、40人教室で40人出ています。幸いといいますか、愛知も含めて三重県は感染者が比較的少ないので、逆に危機感がないのでちょっと心配なところもあります。ふだんの授業に戻ったという感じでいます。

4月に異動しましたので、3月と4月で学校は違うのですが、3月いっぱいには高校の場合は授業内容はほとんど済んでいますので、卒業式を何とか済ませて、あとはどうにか進めていきました。

問題は4月からで、入学式もやはり桜修館の学校と一緒にしたいと思いますけれども、入学式もできないということで、オンライン授業が始まりました。GoogleのClassroomというものを使って、私も5月ぐらいになってようやくそれができるようになりましたので、授業をしております。

しかしながら、つい最近生徒の生の声を、5月まではオンラインの朝のショートホームルームで出席点呼を取っているのですが、先生はみんなを忘れてしまったの、あの1か月は何だったのという声もあります。実は、生徒は知らないのですけれども、7月にもう一度別の理由があってオンラインの日を設けようという動きはあるのですが、生徒にとってみれば、究極の結論を言うと、これは一部の声ですから生徒の総意というわけではないの

ですが、オンライン授業は先生目線だよ、生徒目線になっていないのだよねということ言う生徒もいました。それは後で深い話をしたいと思います。なるべく簡単にかいつまんで申し上げます。

オンライン授業は、私の目線だけで言うと、県内各校のマニュアル書を取り寄せて参考にしながら進めてきたのですが、著作権というところに触れている学校は一つもないのです。まず、著作権については、先生が勉強しなければいけないということ、いよいよ痛感というか顕在化してきたような気がします。いろいろといわゆる特例、著作権法上の権利の制限がありますから、ある程度学校の中で許される場所もあると思いますが、しかしながら、これは学校の中だからいいよということを示さないまま普通に使うと、特に商業高校ですので、卒業して来年4月から社会人になって、総務系の仕事に就く子も多いのですが、会社の中で同じことをやってしまうような気を感じていて、まずは、現場の教職員の養成という問題も先ほどありましたけれども、現職の教職員の著作権に関する知識についてはかなり際どいといいますか、危険なものを感じています。私自身もちゃんとしなければいけないなということも含めて、そんなふうに思っています。

7月に入りまして、求人が始まりました。御存じのとおり、高校卒の求人は全国一斉に統一応募様式で、ルールがまだきちんと明確化されていますが、例年ですと7月1日に求人が始まり、9月になって就職試験を行うということですが、1か月先延ばしになりました。それもあるのですが、学校によっては求人票が届くのが伸び悩んでいるとも聞きます。まだ昨日から始まったばかりですから数値統計は出せないのですが、当然のことながら既に職のある方もリストラに遭うとか、いろいろな形で苦しんでいる方が多いわけですから、高卒求人あるいは大卒求人も含めて、これからまさしく氷河期どころか、とんでもないことになるのではないかと危惧しております。

それと同時に、ちょっと先走ったことを言うのですけれども、社会の変化、先ほどもお話をありましたが、恐らくニュー・ノーマルという話で、今までの日本の産業構想というのは、急に明日変わるわけでもないにしても、将来的に大きく変わるのではないかと思います。現に、マスクがないことでも大騒ぎしましたし、いまだに体温計は入ってきません。聞くところによると、国産の体温計などないそうです。全部近隣の外国で作っている。農業製品にしてもしかりで、もっと国産化を進めなくてはいけないのではないかという動きも出てくるのだらうなと思います。そうすると、商業高校に限らず、工業高校あるいは普通高校、大学も含めて職業教育といいますか、産業教育の在り方をもう一度考え直さざるを得ないなど。

そのときに究極の結論でいいますと、知財教育は明確な柱が2つ立ったなど。すなわち、今、申しましたように、産業という意味でのいわゆる知的財産権の教育と、オンライン授業を含めて著作権の教育とか、未来の柱が完全にきちんと2本の柱が立ったなど感じています。

同じようなことを繰り返すのですが、今、私が取り組んでいるのは幾つかあるのですが、

その一つで、このオンライン会議の構築そのものを高校生にできるようにさせようと。特に情報の授業では、例えばホームページを作るとか、エクセルを使うとか、そういった実務的なことを教えていますから、高校を卒業してすぐに企業に就職した子が総務部門でオンライン会議を構築しなさいという仕事が任されると思いますので、それを生徒にマニュアルがつかれるような力をつけさせようということをやっています。

雑駁なというかまとまっていませんが、長々とすみません。以上でございます。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、先に糸乗先生、よろしくお願ひします。

○糸乗委員 それでは、私の大学の様子をお話しさせていただきたいと思います。

大学のほうは比較的早めに学生を大学に呼ばないという判断をして、入学式等もなく、ただ1年生に関しては、それ以降オンラインでいろいろとしなければいけないということが分かっていたので、そのガイダンスとして1回だけは大学に来てもらって、その後はほぼ学生が大学に来ないという状況が続いています。ようやく、少し許可するような形で動き始めたなという形なのですけれども、前半の部分は全てオンラインでやることを決めていますので、それでやっているという状況です。

授業の形式としてはチャット形式で、学生の通信環境というものを考えて、できるだけ負担のないような形でやったり、とはいっても双方向でやりたいということになると、対面でオンライン上で発表してもらったりという形の授業もしているという形です。

あとは、授業としては配信型、オンデマンドというか動画をアップして、それを見てもらうという授業もしています。先ほど世良先生がおっしゃったように、確かにこちら側からの一方通行の発信なので、その評価が返ってこないのが、ふだんは実際の授業の場合だと反応を見ながらスピードを考えたり、さらに付け加えて説明していた部分がないので、これぐらいできるだろうというスピードでやってしまうと多分しんどいのではないかと。その反応にこちらが慣れていないので、そういう部分でまだ引き続いてそういう状況が今のところ続いていますので、この7月中ずっとそういう授業をやっているというところ です。

ただ、実習や実験というのがあるので、その部分をどうしようかと。個人的に私は、前半の部分は実験、実習が少ないというか、ほぼないので、私としてはそれほど困ってはいないのですが、後半部分はある程度そういうものができそうなので、そここのところにシフトさせながらやろうという集中型になるのかなというところで、ほかの先生方は結構しびれを切らせておられるという状態です。実習を何らかの形でやりたいというところをやっておられます。

あとは、教育学部ですので、特殊事情として教育実習は、本来は6月にする予定だったものは全て秋に持って行って、時間も短縮になるかもしれないという形で対応はしていますが、今後、学校現場のほうがどうなっていくかに対応して、こちらのほうも何とかそれに応じていかなければいけないという状況です。

先ほど就職の話もありましたが、大学のほうでもこれから採用試験等がありますので、そういったところに向けて、大学から支援はしているのですけれども、それも全てオンラインで行うような形で、こういったZoomとかTeamsを使いながら、面談の練習であったり、そういうところのサポートをしているという状況で進めているところです。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

帝京大学も大体似たような状況なのでごく簡単に御説明しますけれども、5月11日からオンデマンドで授業が始まりました。オンデマンドでBlackboardというシステムの上にもうシステムが出来上がっています。ただし、載せるのは音声だけです。なぜ音声かというのと、動画も載せられるわけですが、学生さんの端末の2ギガの壁とかがありますので、取りあえず前期に関しては音声のオンデマンド。ただし、学習の確認をしないといけないので、確実に毎回課題をLMSの上で提出させて、その課題に関しては点数をその場でつけて集計する機能がありますので、それで進めているということです。

これに関しては、夏休み中にネットワークを増速する工事をしますので、後期からは場合によってはオンラインと動画もできるかなという状況にあります。

いずれにしても、やはり学生さんの学習環境が突然変わっているのも、私などは自分のホームページとドメインを持っているので、同じ内容を復習できるように知財の科目は自分のホームページに動画を全部上げていて、それで勉強するように言っています。ただし、どうしてもネットワーク環境が弱い学生がいるので、その学生が振り落とされてしまうという問題があって、ここは頭が痛いです。

もう一つが、要は留学生で国内に入ってこられない学生がかなりまだ残っています。あと、基礎疾患がある学生もありますので、これにどう対応するのかという話です。

重要なことを言っていなかったですね。6月11日からは教室の定員がかなり少ない場合には、その授業だけは対面も始まっています。私なども300人ぐらいの教室に50人から60人ということで、分散で座らせて窓も開けてという形で対応しています。要は、そういう形で対面も開始しながら、基礎疾患とか留学生のことがあるので、オンデマンドも並行して同じものをやらないといけないということで、そこら辺の準備は非常に大変です。

いずれにしても、今、いろいろな先生からいろいろな状況の御説明があったと思いますけれども、この状況がいつまで続くかは分からないにしても、基本的にオンラインまたはオンデマンドだけで授業が成立するかという話と、もう一つはある程度対面が可能になった場合であっても、よく考えたら、やはり一つ空きに座らせることを考えると、教室が足りないことになりまして、場合によっては教員が足りないということも出てくるのです。そういうことに合わせた状態で、知財創造教育も考えていかないといけないので、かなり悩ましい状況にはなっていると思います。

ただ、その一方で、オンデマンドにしたということで、復習が十分にできるのでうれしいという学生さんのアンケートもあったり、実はこういう形でネット上で会議とかもでき

ますので、例えば授業ではなくて、いろいろな形での知財創造教育で、専門家の知見を小中高校の現場でちょっと説明してほしいという場合には、逆に専門家の先生のほうは動かずに全国にいろいろなことができるような環境、これはプラスの話ですよ。

そういうものが出てきていますので、皆様方の現状と、便利になるであろうという部分も含めて、この後、いわゆる事務局の11ページの論点案に合わせて、皆さんでフリートーキングに入っていきたいと思います。

とにかくコロナ対応は絶対にしないといけないわけです。それを前提とするにしても、今までも知財創造教育ということで、例えば地域のコンソーシアムとかで行っている取組もあるわけです。もちろん各学校で指導要領に合わせながら、または、総合的な学習の時間とか探求の時間を使って進めている部分もあるわけなので、従来の延長線上で対応できるもの、そうではないものもあると思いますし、新たな発想で新しい取組ができる。先ほどの専門家がネットでいろいろなことを説明するとか、それもあると思います。

もう一つは、著作権のことは非常に悩ましくて、恐らくマニュアルに基づいた説明では現場での実践で判断に迷う事例も発生していると思うのです。

例えば、YouTubeに動画をアップするという行為は、文化庁の説明では、見る人が受講生だけであればぜひ使ってくださいということで、法律上はまさにそのとおりで、文化庁は間違っていないのですが、そうはいつでもYouTubeにアップロードすると、そのコンテンツはYouTubeが世界中に無償で印刷も含めて使えるような権限を持つという契約になっていますので、そこに他人の著作物が載っているものを掲載していいのかというのはとても悩ましいのです。

だからといって、現場の感覚から見ると、今は使わないということは現実的ではないと思います。そこら辺も何らかの形で解決しないといけないので、恐らく知財創造教育の問題も含めて、こういう著作権の現状に関してあらゆるものをみんなで出し合って、本音で議論する時期に来ているのではないかと思います。そういうものをもろもろ組み込んでいって、ではどうするかということになると思うのです。

どうでしょうか。自由に御発言していただければと思います。

では、糸乗先生、お願いします。

○糸乗委員 滋賀大の糸乗です。

論点案の最初のところにあるのですが、withコロナの状況でどうしていくかというところなんです。私も知財創造教育を昨年より少し前ぐらいからしかやっていなくて、それを現場の先生、小学校、中学校の先生と御一緒したいという話をしていこうとはしていました。けれども、この状況に陥ってきたときに、今の状態で積極的にお話したりできるかというところがすごく不安で、少し先生とはお話ししたことはあるのですが、実際の現状としては、例年よりも忙しい状況で小中学校をやっておられる中に、新たなところを組み込むというのがすごく難しいと。実際、声がけをしにくいという状況を感じているので、

実際のところ恐らくそういうふうに感じておられると思うのです。数字的に言ったら例年より1.5倍は忙しいというふうな言い方、恐らくそれどころではないと思いますが、そういう状況なのではないか。その中で何ができるのかというところを少し考えられたらいいのかなとは感じています。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

やはり現状に対応しないといけないので、例えば、毎年行っていたような知財創造教育的な価値デザインを促すような授業、イベントを今年はやれていない、または非常にスピードが遅くなっているということでもよろしいでしょうか。

世良先生、どうぞ。

○世良委員 世良です。

それと直接関係ないのかもしれませんが、私が今年やっていることを言いますと、まず、学校を替わったということもあるのですが、これまでは商品開発、地域の特産品を生かして、具体的には地元の伝統野菜とかお茶とかいった商品を作って売ろうと。当然商標であるとか、意匠であるとか、もろもろの権利も含めて教えている。地域に役立つ人を育てようということやってきましたし、そのスタンスは変わらないのですが、今年をあえて知財というものを表に出さないで、ふだんの授業の中でどれだけ知財を教えられるかということをやっています。

そういう意味では、コロナということとは直接関係ないのかもしれませんが、とはいうものの商業高校ですので、商品開発という授業もありますし、情報処理という授業もありますし、あるいは今もここで勉強している子たちは、経産省の情報処理技術者試験を受けたいということで、専門高校ですけれども、いわゆる専門学校のような授業もやっています。その中には当然知財、特に知財権が出てくるのです。ただ、普通に1年間教えて、どれだけ知財意識が変わったかというものを1年後に評価するというのもやっています。

もう一つだけ言うと、意識の変化と能力の変化は違うと思うので、いわゆるリテラシーをどう評価するかというのは今、考えているところでございます。

話が今やっていることに特化してしまったのですが、特別な知財の授業をするのではなくて、特にこのコロナの中で制約が多い中で、ふだんの授業でどうやって想像力なり、創造、活用ができる人を育てるかというところに目を向けていくと、ある程度見えてくるのかなという感じがします。まだ先が見えていないので、そんなことを言っているのですけれども、そんなふうに思っています。

また雑駁な言い方になってしまいましたが、以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、順番に行きましょうか。針谷先生、この件についてはいかがでしょうか。

○針谷委員 台東区はスクールGIGA構想を受けて、2学期からパソコンを子供たち1人に1台渡すという取組を始めていきます。パソコンの台数もかなりの数なので、実際にそれ

が全部配備されるのが年度内ということなのですが、本校はモデル校でありましたので、もともと3人に1人のパソコンは配備されていて、昨年もICTの先進校ということで、ICT関連で知財教育も扱いましたし、著作権の問題の授業もしたりして、子供たちと知財創造教育を進めていきました。

しかし、そのときと今とは全く状況が違う。教育環境も変わりましたし、withコロナの状況の中で、いつ学校がまた分散登校といった形になるかも分からない。これから遠隔地の人と一緒に授業をしていくとか、学校に来なくても授業を聞いてその中で学習を進めていく。これは大学生も難しいとおっしゃっているように、小学生にどこまでできるのか。ただ、小学校のときからそういうことに触れていけば、もっとその子が大きくなって大学生になったときには、何のストレスもなくできるわけだから小さいときにやれることはどうやっていくかとは今後考えていきたいということを先生たちとも話し合っている状況なのです。

やはりそこに立ちほだかる著作権の問題というのは非常に大きくて、先生方が授業で使うときの著作物については、私のところにもよく相談に来るのですけれども、今度はこういったネット環境を使ってだとかYouTubeに上げていくとなると、先ほどお話があったように非常に悩ましい問題が出てきます。台東区の子のGIGAスクール構想ですと学校のネットワーク環境は区のほうで整備してくれるようなので、かなりの部分できることは増えるかなと考えてはいます。

ですので、今までやってきたことはそれほど変えずに脈々とやること、それと今新たに環境が変わる中でできそうなことを模索していくことはやりたいなど。都内の中でも先進地区は幾つかありますから、そこは校長先生、副校長先生同士のネットワークももらいながら工夫して進めていきたいなと思っています。

先ほど、糸乗先生からお話がありました教育実習については、大学の先生が悩ましいというのは本当によく分かります。現場としては、もちろん毎年来る大学が本校もあって、受け入れたいなというのは重々思うのですが、何しろ教育課程を変更したので、実際に授業をしてどうぞというコマがどれだけあるのかなと思います。

ただ、学生さんにしてみれば大事な実習期間ですから、ここのあたりもどのようにやっていくかということは、こうしたツールを使うことも少し視野に入れてもいいのかなと思います。わざわざ学校に出向くばかりでなくて、オンライン会議でやっていただければ、できることは多いのではないかというところは正直思うところです。

私から以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、原先生、いかがでしょうか。

○原委員 原です。

授業のこともあるのですが、先ほど内閣府さんの御説明であったところでSociety5.0のお話があったので、ちょうどその内容について、高校の家庭基礎のほうで最初に取り上げ

まして、ここ数年やっていることなのですが、人生100年時代を迎えますので、生徒たちにもあなたたちが100歳まで生きるとしたら未来はどうなっているのかなということ、最初にこの政府が作られているSociety5.0のビデオを見せまして、自分の人生設計をしようという話をしております。

昨年と今年で動画の中でも大分進んでいるところがありまして、オンラインの遠隔診療が進んでいるということで、この1年でやはりコロナのこともあって進化しているということで話をしております。そんなことが現実として見えてきている中で、生徒もいろいろなことが変わってくるのだなということをしつづつ認識しているようなのが特に今年は感じられました。

世良先生がおっしゃったように、生徒がオンライン会議等ができるようにとおっしゃっていましたが、本校もオンライン会議ではないのですが、生徒で動画をいろいろ編集するというのをちょうど休校前から取り組んでいる生徒も中にはおりまして、いろいろな行事が今回中心になっておりますので、学校紹介もできていない状況です。説明会等もいつもしているのですが、それもできないので、教員目線ではなく、生徒目線で桜修館を宣伝できるような形で学校紹介の動画をつくりまして、ホームページから上げているところです。

その際に、生徒から無料の音源を利用しているということだったのですが、著作権を確認してといったところ、全部フリーのものもあれば、営利目的のものはいけないと書いてあったという申出がありまして、本校は公立なのですけれども、入試は営利目的に当たると生徒は判断しまして、フリーの音楽を変えて、全て大丈夫なものに取り替えようということで編集をして紹介をしております。

あとは、文化祭、体育祭が中止になりました。年内はまず無理、12月まで全ての行事が中止ということですが、本校は生徒が毎年実行委員を立てて自分たちで取り組んでいるものですから、やはり何かやりたいということをおっしゃって、新しい形で何かできないかなということで、オンライン開催とか過去のをアーカイブのように振り返ってみるのはどうかと投げかけてはおりますが、彼ら自身が見えてくる部分がすごく難しいので、どこまでできるかどうか分からないのですけれども、そんな形で取り組んでいる状況です。

あまりまとまりがないですが、以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

今、各委員の御意見をまとめますけれども、一つは針谷先生の今までの取組はそのままやらないといけないし、新たな体制が見えてきているので、それに対しての対応もやはりしないといけないだろうというのはかなり重いお話だとは思いますが。

ただ、よくよく考えると、今のこのwithコロナで何をやるかということに関しては、1つはハードの整備の問題もあります。だから、まず要素としては、ハードとネット環境と具体的な知財創造教育の取組のバラエティーを広げて増やしていくという課題があります。もう一つがもっと基本的な話で、個々の取組を増やすといっても、誰がやるかという問題

がありますし、そもそも担当教員の知財とか著作権に対する感性を上げるということも必要で、当然それは産業財産の部分と著作権対応の部分と2系統あります。ですから、その全てに対して、withコロナとかニュー・ノーマルに対してやはり対応が必要だと思うのです。

例えば、ハードに関しては、私も学生さんに授業で話をしたことがあるのですが、最近みんな退化している、昔の原始人に戻っているのではないかという話をして、以前はパソコンでいろいろな創造をしていましたよね。パソコン1台あったら、動画も作れるしいろいろなこともできるけれども、携帯電話でやれることはやれるけれども、やはりスピードが落ちますよね。ただ、いつか携帯で早く文字を入力するのがすばらしいということで、もてはやされた時期はあったと思うのですが、やはり今はこういう遠隔でいろいろなことができるようになったときに、やはりパソコン端末がないといけない。場合によってはテレビが4Kに対応してきていますので、50インチのテレビにパソコンをつないだら、そこはリモートでほぼ職場に変わるわけです。ある意味、パソコン画面が社会との窓口になっているわけです。そういう意味で、スマホだけでいいのかということをお学生さんには問いかけをしています。

もう一つが、ネット環境も当然そうですよね。この文脈でいうと、針谷先生のところの区でパソコンを1人1台というものも、ある意味すごくタイムリーな話だと思うのです。

それと、個々の具体的な取組を紹介して、それをみんながやれるようであれば、許諾をもらってそれを複製していけばいいですよ。そういうみんながやれそうな取組というものの紹介をして広げていくというものもありますし、先ほどの教員に対する研修も、私が今考えているのは、どっちにしてもオンラインとかオンデマンドとかをやらざるを得ないので、それであれば、私は自分が担当している大学の法学Iのところでは知財の全体像、山口大学でいうと必修科目で教えている授業があるので、それを完全にパッケージ化をして、大学の中で使うだけではなくて、みんなに使ってもらって、そこで勉強してもらおうということを今考えているのです。そういうような取組も広げていかないとはいけません。

そのときに注意しないといけないのは、知財法を教えるわけではないですよ。例えば、これも実際に最近の授業でやったのですが、ぜひ皆さんも新聞を見てほしいのですが、6月24日の日本経済新聞で「この踊り方、売れますか？」という記事が一つあったのです。あの記事があったときに、それをどうやって授業で使うか。実は私も瞬間で見たときに、著作権は登録しなくても権利が発生するので、瞬間に怪しいと思ったのです。ただ、読んでいくと必ずしもそうではなくて、いわゆる個人のダンサーが新しい振り付けを作った。それがなかなか権利として主張しにくいので、個人のダンサーが踊っているものを画像で写して、それを分析するわけです。そこで登録するようなシステムがある。これを著作権と言えるかどうかは別なのだけれども、これ自体を1年生の学生さんに考えさせて、これは著作権の話なのか、怪しいのか怪しくないのか。そうはいつでも個人のクリエイターが新しく権利主張ができるシステムをつくっているのだと。だから、ある意味価値デザ

インのほうで見ると大化けする可能性もあるよねということで、学生同士、集まったの議論はできないにしても、いわゆる掲示板などで議論させているのです。

結局、知財創造教育の教員に対する知的財産権の知識の普及というのは、こういう形ですべからく価値デザイン社会に対して、教員が知財の知識を使って展開できるようなところまで教えないといけないと思います。そこも含めて、いろいろと私自身も考えているところなのです。

だから、まとめ方としてはいろいろなまとめ方とかがあると思いますけれども、まだ時間はありますが、ハードなのか、ネット環境なのか、教員に対する産業財産権系と著作権系の研修の仕組みをつくっておいて、そこで教員が知財創造教育の教育方法をどんどんつくっていくということを下支えするのか、もう一つが個別の取組をさらに普及させるための努力をするのかということが必要だと思うのです。

それをやっていくと、当然新たな価値とか無形デザインの価値が担当教員にも分かってくるので、学生さんに対して、または児童生徒に対して、それを実感してもらうような取組が広がっていくような気がします。

長く話してしまったのですが、どう対応するかというのを1回目のところではある程度方向性をつくらなくてはいけないので、どういう論点があって何をすべきかというのは、ある程度皆さんの発言がたくさん出てきたら、多分事務局のほうで上手にまとめていただけたと思います。突然振ってしまってすみません。

そうはいつでも議論のネタとして、私が話した話は私が見えているだけの世界なので、皆さんの世界でどう見えているか、それを残りの時間でお話しいただければありがたいと思います。あと17分ぐらいあると思いますので、いかがでしょうか。

世良先生、お願いします。

○世良委員 世良です。

先ほどと同じことを一部繰り返してしまうのですが、2つの柱、著作権と産業財産権が同じ立場になると思いますので、一つはまず、私も含めた現場の教職員です。必ず著作権ということ意識して口に出せるような仕組み。これも言いましたけれども、どの各校のオンラインマニュアルを見ても、あまり言うてはいけないのですが、うちの学校もそうですが、「著作権」の「著」の字も出てきませんので、こういう点にいい意味で気をつけましょうとか尊重しましょうとか、何がしか一言でも出るような教職員になっていかないといけない。その後、また次のステップがあると思いますから。

2つだけ言いますと、現場の教職員がオンライン授業をする以上、せめて「著作権」の「著」の字が出るような仕組みをつくらなければいけないと思っています。それから、新しい生活様式を生徒に工夫させるような取組はそこそこ動いていると思います。本江先生からも伝言で、北九州高専でそういうコンテストを実施しているそうです。ただ、残念なことに7月締切りですので、8月ぐらいにまとめるか、まとまらないかなとおっしゃって

いましたが、そういう動きはあちこちで出てくると思いますので注視したいと思います。
以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

針谷先生、お願いします。

○針谷委員 今、いろいろ伺って、私も改めて大変勉強になりました。

2つの柱の産業財産と著作権ということなのですが、今、子供たちに教えるのか、子供たちが活動するのか、先生がそのことを知るのかということが大きな2つの柱だと考えたときに、著作権については先生たちがしっかり知っていく。先生たちが理解しないと、子供に教えるときにちぐはぐになってしまう。だから、著作権とはどういうことかとか、著作権を使って何ができるかというのは、どちらかというと教員研修的なことかなと思いました。でも、そのためのパッケージがあまりないので、今、木村先生がおっしゃったような大学で講義されているものをコンパクトに、先生方が分かるようなコンテンツがあると我々も非常に有効ではないかと。それは、使う場によって考えなければいけない。法律が関わってくるでしょうから。そのあたりは実践事例等も含めるのかなと思います。

産業財産については、未来の社会を担う担い手である子供たちに、知的財産、知的創造をどう推進するかというのは、子供たち向けの事業開発、事業コンテンツを増やしていく。先ほどのコンテストをやっていくということも本当に面白い取組で、いいなと思いました。子供たちはそういう場に行って実際に動かしてみても、学校ではない、学校という場とはまた違った地域社会の中でそういうものが開かれていくという切り口もできるかなと。勝手な意見なのですが、そんなふうに思いました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

著作権に関しては、私のホームページからも基本的な教材は配信していますが、本当に現場での悩ましい、右か左か分からないという微妙な事例を持ち寄って議論しないといけないですね。

例えば、私もこれは非常に迷ったのですけれども、先ほどの日経の6月24日の記事です。授業で使って、それはその場で見せるのです。ただ、私とそのクラスの授業では基礎疾患を持っている学生がいて、どうしてもネット上にそれを載せないといけない。ただ、もともとは日経の紙ではなくて電子版を使っているのです。電子版の場合は契約条項があって、とても微妙なのです。ただ、この御時世だし、紙と全く同じ状態で出力できるので、しかも、日経の場合にはほぼ値段は一緒で高いですから、そうすると紙の新聞の授業利用の場合と権利者の不利益の程度はほぼ一緒なので、それをPDF化したものを載せるのがいいのだろうということで、取りあえず載せました。ただし、LMSの上で、時間を区切って数時間だけ載せるという形にしているのです。

だから、そういう現場サイドで右か左か分からないというのは、まだ若干残っています。

そういう微妙なところをみんなで議論して、今年の場合だったらどこまで行けるか。コロナが落ち着いたらそれはやめましょうねということもあり得ると思うのです。そういうかなり精密な研修も必要になってくると思います。

あと、7分間ぐらいありますけれども、原先生と糸乗先生、順番をお願いします。

○原委員 ありがとうございます。原です。

先ほどお伺いしましたが、教員がオンライン授業とかオンデマンドの授業をしていく際の著作権のことで、その辺がやはりすごく難しいなと思いました。学校の著作権はすごくグレーな部分はたくさんあると思うのです。いつもどこまでいいのだろうということで相談をするところが非常に多いのですが、生徒にもどこからがいいという区切りがはっきり伝えられない部分もありますので、先生方、木村先生もおっしゃったように、教員向けのマニュアルというか解説のようなものが何かアップされるとか、そういったもので教えていただくと非常に分かりやすく、いろいろなところでお知らせできるのではないかと思います。

それを、例えば本校でしたら東京都教育委員会のほうに言って、全都的に流してもらおうといった方法もありなのではないかと考えました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、糸乗先生、お願いします。

○糸乗委員 ありがとうございます。

著作権とかそういう大事なお話をされていて、僕らもなかなか分からない部分があるなと思いつつ聞かせていただいていたいました。

そこから少し別の視点になってしまうのかもしれないのですが、私が何となく進めたいと思っているイメージとしては、知財の創造教育のほうに重点を置いたような形のイメージなのですが、それをどういうふうに現場の先生方にお伝えして普及していくかというところが、こういう環境の中でも何かしらできないかなと考えているところなのです。

先ほども言いましたけれども、新たなことをお願いするというのは非常に難しいので、例えば今まで特に理科などだと、知財創造教育の形で創造しているような部分はたくさんあると思うのです。そういう部分を見つけてもらえるというか、使えるもの、既にやっている内容に気がついていただくとか、そういうところを拾い上げてもらうとかいうようなことができれば、積極的に新たに次年度、取り組んでいただけていいのではないかと今のところ考えたりはしているのです。だから、既にあるものを活用できないかなという部分も含めてやれたらいいなと考えております。

○木村委員長 ありがとうございます。

恐らく、良い事例がたくさんありますので、それを担当教員の実践で止まらず、担当教員をお願いをしてみんなが同じようなことができるような形で広げてもらうことも必要ですし、それを進める中で、新しい担当の先生がまた自分の専門領域の中で新しいことを始

めると思うのです。そこら辺も広げていかないといけないのではないかと思います。もちろんこれを現状のオンライン、オンデマンドでもやれるような形での両対応を開発する時期にはもう来ているのではないかと思います。

あと、いかがでしょうか。もう少し時間はあります。

著作権の話は今、私が説明したような微妙なところも含めて、この後、10回もののシリーズで日刊工業新聞のほうに記事を書きますので、実は今日既に1回目は出ているのです。隔週の木曜日で、次回とその次が先ほどお伝えしたようなところでも微妙なところ、右左をただ簡単には言えないようなところを少し挙げていきます。そこも含めてシリーズもので出るので、それはそれで見ていただければと思います。

いずれにしても、先ほどの微妙なところに関しては、ただ動画を作っただけですというのはなかなか言えないので、本当に権利者の利益を害さないということになると、実際に具体的にその相手の先生とお話をして、個別状況の全体的なお話を聞いてから、この場合はオーケーです、この場合は駄目ですということ切り分けているのです。だから、一般的なルールを知る研修と、そうではなくて、本当に状況を聞きながら演習みたいな形で右左に判断を倒すような非常に深い研修と、2つ必要かなと思います。

そのときに、深い研修を全員の先生が受ける必要はないので、各学校で1名ぐらいはそういうものに対応できる人がいたら足りるので、そういう人だけを集めての演習のような深い研修というものをやっていくといいのかなとは思っています。

あと、いかがでしょうか。

事務局のほうに質問ですけれども、今日は結構いろいろな話で少し拡散しているのですが、要素としてはこの11ページのところで何をすべきかというところまでは出ていると思うのです。議論の中で何か足りないところはありますか。

○小林参事官 私から1点質問で、先ほど1.5倍とか、先生方はお忙しいというのは存じ上げているのですが、そのような中でオンラインというものが取り入れられ、先ほどオンライン教育実習みたいなお話もありましたが、新しくこういうことができそうだとか、よい面で何か気づきの点があれば、幾つか例示いただけるといいのかなと思いました。そうすると、次につながる一つのきっかけになるのかなと思ったのです。今、お忙しい中でも光が見えたというか、今だからこそこういう視点があったのだという気づきとか、そういうものがあればコメントをいただくと助かります。

○木村委員長 いかがでしょうか。

世良先生。

○世良委員 なるべく簡単に。

これはよく新聞にも出ている話ですから、私が言うこともないのかもしれませんが。不登校の子供たちがオンラインでかなり活性化したという話があります。実際に私も、先ほど言いましたように、5月のオンラインの授業で初めて教えた子が、オンラインが終わったら普通の授業には来ていないのです。逆に言うとオンラインは使えるのだろうなど。知財

と話は関係ないかもしれませんが、そういう声はほかにもよく聞きますので、そこをこれから活用していくところだと思いました。

以上です。

○木村委員長 あと、どうですか。

糸乗先生、お願いします。

○糸乗委員 私が関連している先生方で、こういうオンラインのときでこそ、動画であるとか教材の共有化が進むのかなというのを非常に感じました。CSTという事業でやっている先生方がLINEで情報交換されています。ホームページとかも使っておられるので、そういうところに自分の教材とかをアップしたりして、そういうものを見て、特にこの時期にメダカの発生の部分の動画とかが、実際には見にくい部分があるので、そういったポイントを絞ったような情報が共有できるような形で活用されているのではないかなと。実際にそういう事例を見ているので、そういったところが進めばいいなと感じています。

○木村委員長 では、針谷先生、お願いします。

○針谷委員 まだ、始まっていないのですけれども、今、先生たちと話しているのは、小学校は全科制なので全ての先生が全ての教科を教えるのですが、もし、オンラインになったら教科担任制でできないかなと。学年の中で教科を決めて、その先生が授業をしていく。そうすると、教材研究も深くなるし、先生側からすれば非常に高い授業ができる。個別の子供の対応は担任が見る。それはできそうではないかと今、思っています。

○木村委員長 ありがとうございます。

原先生、いかがですか。

○原委員 私のほうも、オンラインですと双方とのやり取りがなかなか難しいのですが、教員のスキルで、例えばZoomでやっていく場合、今日も先生方の顔が見えますけれども、何々君はどうか、眠そうな子を当てたりといったところで、なかなか難しいのでどうしても一方通行になりがちなのですが、そういった部分はいろいろやっていく中でできるようになってくるのではないかなと思いました。

あとは、世良先生がおっしゃったように不登校の子ですね。かなり出席ができていたところ。あとは、都内なのですけれども、これは関連しているかどうか分からないのですが、4月の自殺が減ったというところで、電車も人身事故で止まった回数が非常に少なかったのです。6月が始まったら結構増えたのです。だから、それもある意味影響というか、そういった子にとってはいい面があったのかなと。はっきりとしたことは分からないのですけれども、教員の中では話をしております。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、時間が過ぎてしまいますので、一応ここで議論を止めておいて、あとは、自身の議事のまとめに関しては、私と事務局のほうで話をしながら作っていただければと思っています。

それでは、次回の会合について、事務局から紹介をお願いします。

○小林参事官 先ほどの図と一緒にですが、第2回は8月下旬から9月上旬で予定しています。テーマとしましては、今、ここに挙げているものになりますけれども、学校、先生方をどういうふうの後押ししていくかという部分と、教材の評価とといいますか、表彰とといいますか、どういうふうにそういったものを見ていくかということを用意しています。座長の木村先生と相談させていただきながらテーマは設定して、できるだけ早めに御案内できるようにいたしますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、不手際で予定の時間を過ぎております。

本日の会合はこれで閉会したいと思います。本ワーキンググループの設置とか、第1回の会議の概要につきましては、7月20日に開催予定の推進委員会の第4回のほうで御報告をさせていただきます。

では、事務局のほうからクロージングをお願いします。

○小林参事官 最後に私が1つ質問してしまったので、大変恐縮ですけれども、次回会合は8月末から9月上旬ぐらいを予定しておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、どうもありがとうございました。

○木村委員長 お疲れさまでした。